

議案第●号 曹洞宗規程廃止案

曹洞宗育英会規程を廃止する規程制定案	01
--------------------	----

議案第●号 曹洞宗規程中一部変更案

曹洞宗宗務所規程中一部変更案	03
曹洞宗教育規程中一部変更案	11
曹洞宗総合研究センター規程中一部変更案	14
曹洞宗財務規程中一部変更案	25
曹洞宗布教師養成所規程中一部変更案	28
曹洞宗役職員旅費規程中一部変更案	34
曹洞宗宗務庁組織及び事務分掌規程中一部変更案	49

- ① この事前内示資料は、今次招集された通常宗議会に上程を予定する案件を想定したものであり、それらの案件に関する宗議会議員各位の基本的理解を得ることを目的として、送付するものです。したがって、その目的以外の目的のためにこの事前内示資料を利用する行為は、禁止いたします。
- ② この事前内示資料の記載内容については、誤謬、脱漏を含む諸事情や条件等により数値や字句等の訂正や削除等が行われることがあります。したがって、今次招集された通常宗議会に対し実際に上程される案件と比較して内容が異なる場合がありますので、この旨あらかじめご了承ください。

議案第●号 曹洞宗規程廃止案

教学規程第8号

曹洞宗育英会規程を廃止する規程制定案

教 学 部

(曹洞宗育英会規程の廃止)

第1条 曹洞宗育英会規程は、廃止する。

(貸付金回収に関する経過措置)

第2条 この規程の施行の日前に廃止前の曹洞宗育英会規程の規定に基づき貸し付けた貸付金に関する管理回収事務は、なお従前の例による。

(曹洞宗育英資金特別会計の設置に関する経過措置)

第3条 曹洞宗財務規程第67条非収益部門第3号及び第73条に規定する曹洞宗育英資金特別会計は、前条の貸付金に関する管理回収事務を目的とする経費の範囲内において、その事務の結了に至るまでの間は、なお存続する。

(曹洞宗育英資金特別会計の残余財産に関する経過措置)

第4条 財政部長は、曹洞宗育英資金特別会計に属する資産のうち、第2条の貸付金に関する管理回収事務の目的以外にわたる資産については、いつでも、本宗の一般会計に繰り入れることができる。

2 第2条の貸付金に関する管理回収事務が結了してもなお、曹洞宗育英資金特別会計に資産がある場合は、その残余財産は、全て本宗の一般会計に繰り入れるものとする。

曹洞宗規程廃止案（「曹洞宗育英会規程を廃止する規程」制定案）

（関係宗制の一部変更）

第5条 内局は、前条の規定により曹洞宗育英資金特別会計の残余財産を全て本宗の一般会計に繰り入れたときは、曹洞宗育英会規程の廃止に伴う残務処理の終了により必要とされる曹洞宗宗制様式の取扱いに関する規程中一部変更、曹洞宗財務規程中一部変更、曹洞宗宗務庁組織及び事務分掌規程中一部変更並びに曹洞宗宗務庁文書及び公印規程中一部変更の提案を遅滞なく検討し、所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

議案第●号 曹洞宗規程中一部変更案

曹洞宗宗務所規程中一部変更案

総務部

変更案	現行	事由
<p>(宗務所)</p> <p>第2条 宗門は、前条の目的達成のため、原則として、都道府県ごとに宗務所を<u>設ける</u>。</p>	<p>(宗務所)</p> <p>第2条 宗門は、前条の目的達成のため、原則として、都道府県ごとに宗務所を<u>置く</u>。</p>	<p>宗制中の整合を図るため、字句を整理</p>
<p>2 宗務所の名称は、原則として「曹洞宗何々都道府県宗務所」という。</p>	<p>2 宗務所の名称は、原則として「曹洞宗何都道府県宗務所」という。</p>	<p>宗制中の整合を図るため、字句を追加</p>
<p>(合併宗務所)</p> <p>第3条 都道府県内の寺院が50か寺以下の場合においては、これを隣接する他の都道府県と<u>あ</u>わせて一宗務所とすることができる。</p>	<p>(合併宗務所)</p> <p>第3条 都道府県内の寺院が50か寺以下の場合においては、これを隣接する他の都道府県と<u>合</u>わせて一宗務所とすることができる。</p>	<p>宗制中の整合を図るため、字句を整理</p>
<p>(宗務所の分轄)</p> <p>第4条 ……。</p> <p>2 前項の宗務所の名称は、第2条第2項の規定にかかわらず、「曹洞宗何々都道府県第何々宗務所」という。</p> <p>3 ……。</p>	<p>(宗務所の分轄)</p> <p>第4条 ……。</p> <p>2 前項の宗務所の名称は、第2条第2項の規定にかかわらず、「曹洞宗何都道府県第何宗務所」という。</p> <p>3 ……。</p>	<p>宗制中の整合を図るため、字句を追加</p>
<p>(宗務所の事務所)</p> <p>第5条 宗務所は、その事務所を宗務所条例(宗務所が特別寺院であるときは、当該宗教法人の認証規則)に定める所在地(次の各号に掲げる事項が記載されたものに限る。)に<u>設ける</u>。</p>	<p>(宗務所の事務所)</p> <p>第5条 宗務所は、その事務所を宗務所条例(宗務所が特別寺院であるときは、当該宗教法人の認証規則)に定める所在地(次の各号に掲げる事項が記載されたものに限る。)に<u>置く</u>。</p>	<p>宗制中の整合を図るため、字句を整理</p>

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗宗務所規程」中一部変更案）

<p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>2 前項の要件を満たさないときは、宗務所は、その事務所を宗務所長の本務寺に<u>設ける</u>。ただし、宗務所会の議決により、他の適当な場所に<u>設ける</u>ことができる。この場合においては、直ちに、その旨を宗務所位置変更届（様式総務第1号）により総務部長に届け出なければならない。</p>	<p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>2 前項の要件を満たさないときは、宗務所は、その事務所を宗務所長の本務寺に<u>置く</u>。ただし、宗務所会の議決により、他の適当な場所に<u>置く</u>ことができる。この場合においては、直ちに、その旨を宗務所位置変更届（様式総務第1号）により総務部長に届け出なければならない。</p>	<p>宗制中の整合を図るため、字句を整理</p>
<p>(事務処理事項)</p> <p>第15条 宗務所が処理する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)</p> <p style="padding-left: 40px;">}</p> <p>(14)</p>	<p>(事務処理事項)</p> <p>第15条 宗務所が処理する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)</p> <p style="padding-left: 40px;">}</p> <p>(14)</p>	<p>宗制中の整合を図るため、字句を追加</p>
<p>(備付表簿)</p> <p>第16条 宗務所は、次の各号に掲げる表簿を備えて、整理保管しなければならない。</p> <p>(1)</p> <p style="padding-left: 40px;">}</p> <p>(17)</p>	<p>(備付表簿)</p> <p>第16条 宗務所は、次に掲げる表簿を備えて、整理保管しなければならない。</p> <p>(1)</p> <p style="padding-left: 40px;">}</p> <p>(17)</p>	<p>宗制中の整合を図るため、字句を追加</p>
<p>第18条 宗務所の経費は、宗務所条例で定めるところにより、次の各号に掲げる収入をもってこれに充てる。</p>	<p>第18条 宗務所の経費は、宗務所条例で定めるところにより、次に掲げる収入をもってこれに充てる。</p>	<p>宗制中の整合を図るため、字句を追加</p>

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗宗務所規程」中一部変更案）

<p>(1) (2) (3) 2。 3。</p>	<p>(1) (2) (3) 2。 3。</p>	
<p>(教区及び教区事務所) 第20条 宗務所管内における地勢及び慣行により概ね30か寺を基準として教区を設け、<u>かつ</u>、教区ごとに教区事務所を<u>設ける</u>。 2。 3 第1項の教区事務所は、教区長の本務寺に<u>設ける</u>。ただし、当該教区内の住職の協議により、他の適当な場所に<u>設ける</u>ことができる。</p>	<p>(教区及び教区事務所) 第20条 宗務所管内における地勢及び慣行により、<u>概</u>ね30か寺を基準として教区を設け、教区ごとに教区事務所を<u>置く</u>。 2。 3 第1項の教区事務所は、教区長の本務寺に<u>置く</u>。ただし、当該教区内の住職の協議により、他の適当な場所に<u>置く</u>ことができる。</p>	<p>宗制中の整合を図るため、字句を整理 宗制中の整合を図るため、字句を整理</p>
<p>(教区長) 第22条。 2 教区長は、教区内の住職が互選した者を、教区長任命申請書（様式総務第4号）をもって宗務所長の申請により、管長が任命する。ただし、他の宗務執行機関<u>及びそれに係る</u>役職員は、教区長を兼ねることができない。 3 教区長の任期は、4年とし、<u>その期間</u>は、<u>前任者の任期満了の日の翌日から</u>起算する。ただし、補欠による<u>後任者の任期</u>は、前任者の残任期間とする。 4。</p>	<p>(教区長) 第22条。 2 教区長は、教区内の住職が互選した者を、教区長任命申請書（様式総務第4号）をもって宗務所長の申請により、管長が任命する。ただし、他の宗務執行機関<u>の</u>役職員は、教区長を兼ねることができない。 3 教区長の任期は、4年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、補欠による<u>ときは</u>、前任者の残任期間とする。 4。</p>	<p>宗制中の整合を図るため、字句を整理 規程中の整合を図るため、字句を整理</p>

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗宗務所規程」中一部変更案）

<p>5 教区長は、辞任後又は任期満了後であつても、後任者（前項に規定する事務取扱が任命される）ときは、その事務取扱が就任する日の前日までは、その職務を代行する。</p> <p>6 教区長の任期について、第3項から前項までに掲げる事項以外の事項は、第9条の規定を例とする。</p>	<p>5 教区長は、辞任又は任期満了後も、後任者（前項に定める事務取扱が任命された）ときは、その事務取扱が就任するときまで、なおその職務を代行する。</p> <p>6 教区長の任期に関し、第3項から前項までに関する以外の事項は、第9条の規定を例とする。</p>	<p>宗制中の整合を図るため、字句を整理</p> <p>宗制中の整合を図るため、字句を整理</p>
<p>(宗務所条例の規定事項)</p>	<p>(宗務所条例の規定事項)</p>	
<p>第34条 宗務所会に関する次の各号に掲げる事項は、宗務所条例で定めなければならない。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p>	<p>第34条 宗務所会に関する次に掲げる事項は、宗務所条例で定めなければならない。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p>	<p>宗制中の整合を図るため、字句を追加</p>
<p>第8章 宗務所長及び実務担当者会議</p>	<p>第8章 宗務所長及び実務担当者会議</p>	
<p>(会議)</p>	<p>(会議)</p>	
<p>第37条 宗門の地方における宗務を円滑に処理するため、宗務所長及び実務担当者会議（以下この章において「会議」という。）を開催するものとする。</p>	<p>第37条 宗門の地方における宗務を円滑に処理するため、宗務所長及び実務担当者会議（以下この章において「会議」という。）を開催するものとする。</p>	<p>参考表記（変更なし）</p>
<p>2 前項の会議は、毎年1回、内局が招集する。ただし、必要に応じ、臨時に招集することができる。</p>	<p>2 前項の会議は、毎年1回、内局が招集する。ただし、必要に応じ、臨時に招集することができる。</p>	<p>参考表記（変更なし）</p>

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗宗務所規程」中一部変更案）

3 前項本文の規定にかかわらず、内局は、緊急の事態により会議を開催することが困難であると認めるときは、会議を招集しないこととすることができる。会議を招集しないことについて合理的な理由があると内局が認めるときも、また同様とする。

（会議の出席者）

第38条 会議には、それぞれ宗務所の所長及び主事のうち1人並びに内局員が出席するものとする。

2 所長が事故その他の事由により会議に出席できないときは、第11条第2項の規定による職務代理者が代理出席するものとし、主事の全てが事故その他の事由により会議に出席できないときは、書記のうち1人が代理出席するものとする。

（欠席者による会議への参加及び出席者以外の者による会議の傍聴）

第38条の2 前条に規定する出席者は、天災その他のやむを得ない理由により会議を招集しようとする場所に参集することが困難であるときは、あらかじめ申し出て、情報通信の技術を利用する方法により会議に参加することができる。

3 第1項の会議は、天災その他やむを得ない事情により宗務庁で開催することが困難であるとき、その他内局が必要と認めるときは、管区単位で開催することができる。

（会議の出席者）

第38条 会議には、それぞれ宗務所の所長及び主事のうち1人並びに内局員が出席するものとする。

2 所長が事故その他の事由により会議に出席できないときは、第11条第2項の規定による職務代理者が代理出席するものとし、主事の全てが事故その他の事由により会議に出席できないときは、書記のうち1人が代理出席するものとする。

会議を招集しない措置について柔軟な対応ができるよう整備し、かつ、非効率な管区単位での開催を取り止めるため、字句を整理のうえ後段規定を新設

参考表記（変更なし）

参考表記（変更なし）

やむを得ない理由による欠席者について、インターネット回線を接続する方式での会議参加を正式導入するため、条を新設

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗宗務所規程」中一部変更案）

<p><u>2 前条に規定する出席者を除く宗務所</u> 役職員は、あらかじめ申し出、<u>情報</u> <u>通信の技術を利用する方法により、又は</u> <u>所定の傍聴席で、会議を傍聴</u>すること ができる。</p>	<p><u>3 前2項による出席者を除く宗務所の</u> 役職員は、あらかじめ申し<u>入れること</u> <u>により、会議に出席し、会議中に質問</u> をすることができる。</p>	<p>任意の出席希望者は、 インターネット回線を 接続する方式を正式 導入し、かつ、会議 出席を傍聴に改める ため、字句を整理 （現行第38条第3項 を、新設する第38条 の2の項に移行する） 傍聴席にあるときの 遵守事項について、 項を新設</p>
<p><u>3 前項の規定により傍聴席にある者は、</u> <u>次の各号に掲げる事項を守らなければ</u> <u>ならない。</u></p> <p><u>(1) 相当の服装をすること。</u></p> <p><u>(2) 傍聴席に着くこと。</u></p> <p><u>(3) 出席者の言論に対して賛否を</u> <u>表明しないこと。</u></p> <p><u>(4) 食事又は喫煙をしないこと。</u></p> <p><u>(5) 静粛を旨とし、けん騒こわたる</u> <u>行為をしないこと。</u></p> <p><u>(6) その他会議の秩序を乱し、又は</u> <u>会議の妨害になるような行為を</u> <u>しないこと。</u></p>	<p>(議事)</p> <p>第40条 内局は、会議において、次に 掲げる宗務処理の実情及び運営について 報告し、又は通知する。</p> <p>(1) } 3</p>	<p>(議事)</p> <p>第40条 内局は、会議において、次に 掲げる宗務処理の実情及び運営について 報告し、又は通知する。</p> <p>(1) } 3</p>
<p>(議事)</p> <p>第40条 内局は、会議において、次の <u>各号</u>に掲げる宗務処理の実情及び運営 について報告し、又は通知する。</p> <p>(1) } 3</p>	<p>(議事)</p> <p>第40条 内局は、会議において、次に 掲げる宗務処理の実情及び運営について 報告し、又は通知する。</p> <p>(1) } 3</p>	<p>宗制中の整合を図る ため、字句を追加</p>

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗宗務所規程」中一部変更案）

<p>(周知)</p> <p>第41条 所長は、会議で聴取した宗務処理の実情及び運営のうち必要と認める事項について、当該宗務所管内の寺院に対し周知させるための措置を講ずるものとする。</p>	<p>(周知)</p> <p>第41条 所長は、会議で聴取した宗務処理の実情及び運営のうち必要と認める事項について、当該宗務所管内の寺院に対し周知させるための措置を講ずるものとする。</p>	<p>参考表記 (変更なし)</p>
<p>(経費の補助)</p> <p>第42条 会議に要する経費のうち、宗務所役職員の旅費は、当該宗務所が負担するものとする。この場合において、旅費の<u>一部</u>又は<u>全部</u>は、本宗が補助することができる。</p> <p>2 前項の補助は、第38条第1項及び第2項の規定により出席する宗務所役職員に限るものとし、当該宗務所からの請求により交付する。この場合の旅費は、第5条の規定による宗務所の事務所から会議地までの路程に応じ、曹洞宗役職員旅費規程の例により計算する。</p>	<p>(経費の補助)</p> <p>第42条 会議に要する経費のうち、宗務所役職員の旅費は、当該宗務所が負担するものとする。この場合において、旅費の<u>全部</u>又は<u>一部</u>は、本宗が補助することができる。</p> <p>2 前項の補助は、第38条第1項及び第2項の規定により出席する宗務所役職員に限るものとし、当該宗務所からの請求により交付する。この場合の旅費は、第5条の規定による宗務所の事務所から会議地までの路程に応じ、曹洞宗役職員旅費規程の例により計算する。</p>	<p>宗制中の整合を図るため、字句を整理</p> <p>参考表記 (変更なし)</p>
<p>第9章 補則</p>		<p>補則事項の章を新設</p>
<p><u>(この規程の所管等)</u></p>		
<p><u>第43条 この規程及びこの規程の細則は、総務部長が所管する。</u></p>		<p>規程の所管者について、条を新設</p>
<p><u>2 この規程の改廃及びこの規程の細則の制定改廃に関する事務は、総務部長が所管する。</u></p>		<p>規程改廃と細則制定改廃の所管者について、項を新設</p>

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗宗務所規程」中一部変更案）

<p><u>3 この規程及びこの規程の細則に定めるもののほか、この規程及びこの規程の細則を実施するため必要な施行細目の制定改廃は、総務部長の提案を受けて曹洞宗責任役員会が行う。</u></p> <p><u>附 則（ 年 月 日）</u> <u>この変更規程は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>		<p>施行細目の制定改廃について、項を新設</p>
---	--	---------------------------

議案第●号 曹洞宗規程中一部変更案

曹洞宗教育規程中一部変更案

教 学 部

変 更 案	現 行	事 由
<p>第9章 <u>削除（令和7年4月1日）</u></p>	<p>第9章 <u>曹洞宗研究員</u></p>	<p>曹洞宗研究員の廃止に伴い、不要となる章を削除</p>
<p>第72条 <u>削除（令和7年4月1日）</u></p>	<p><u>(研究員)</u> 第72条 <u>教学部長は、曹洞宗研究員（以下「研究員」という。）若干人を選定して、宗乗、余乗、教育、布教及び教化について必要な事項を研究させる。</u></p>	<p>総合研究センターへの「準研究員」設置に伴い曹洞宗研究員を廃止するため、条を削除</p>
<p>第73条 <u>削除（令和7年4月1日）</u></p>	<p><u>(選定基準)</u> 第73条 <u>研究員は、研究心が旺盛かつ優秀な成果が見込まれる僧侶のうちから、教学部長が選定する。この場合において、前条に定める研究の必要な事項に関して、本宗に有効かつ有益な研究と内局が認めるときは、僧侶以外の者をもって研究員に選定することができる。</u> <u>2 前項に規定するもののほか、研究員の選定に関する事項は、別に定める。</u></p>	<p>曹洞宗研究員の廃止に伴い、不要となる条を削除</p>
<p>第74条 <u>削除（令和7年4月1日）</u></p>	<p><u>(申請)</u> 第74条 <u>研究員を志願する者は、志願する研究内容を明記した研究員選定申請書（様式教学第6号）に、履歴書、</u></p>	<p>曹洞宗研究員の廃止に伴い、不要となる条を削除</p>

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗教育規程」中一部変更案）

	<u>業績書、修学証書写等を添えて3月末日までに、教学部長に提出しなければならない。</u>	（関連する宗制様式は同時に廃止される）
第75条 <u>削除（令和7年4月1日）</u>	<u>(誓約書)</u> 第75条 <u>研究員に選定された者は、所定の誓約書を教学部長に提出しなければならない。</u>	曹洞宗研究員の廃止に伴い、不要となる条を削除
第76条 <u>削除（令和7年4月1日）</u>	<u>(期間)</u> 第76条 <u>研究員の専攻期間は、3年とする。ただし、事情により、1年を限り継続を認めることができる。</u>	曹洞宗研究員の廃止に伴い、不要となる条を削除
第77条 <u>削除（令和7年4月1日）</u>	<u>(取消し)</u> 第77条 <u>研究員がその専攻期間中に次の各号の一に該当するときは、教学部長は、これを取り消すこととする。</u> <u>(1) 研究を怠り、成果をあげる見込みがないと認めたとき。</u> <u>(2) 誓約に違反したとき。</u> <u>(3) 死亡したとき。</u> <u>(4) 研究員選定の辞退の申出があったとき。</u>	曹洞宗研究員の廃止に伴い、不要となる条を削除
第78条 <u>削除（令和7年4月1日）</u>	<u>(成果の報告)</u> 第78条 <u>研究員は、毎年1回以上、研究の状況を報告し、専攻期間が満了したときは、6か月以内に研究の成果を教学部長に報告しなければならない。</u>	曹洞宗研究員の廃止に伴い、不要となる条を削除

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗教育規程」中一部変更案）

<p>第79条 <u>削除（令和7年4月1日）</u></p>	<p><u>（義務）</u> 第79条 <u>研究員は、専攻期間満了後一定期間、教学部長が指示する宗務、布教又は教育に従事する義務を負うものとする。</u></p>	<p>曹洞宗研究員の廃止に伴い、不要となる条を削除</p>
<p>第80条 <u>削除（令和7年4月1日）</u></p>	<p><u>（研究費の支給）</u> 第80条 <u>研究員に対し、研究費の一部を宗費をもって支給することができる。</u></p>	<p>曹洞宗研究員の廃止に伴い、不要となる条を削除</p>
<p>第81条 <u>削除（令和7年4月1日）</u></p>	<p><u>（研究費の償還）</u> 第81条 <u>研究員が第77条の規定により研究員の資格を取り消されたときは、支給した研究費の全額又はその一部を償還しなければならない。ただし、教学部長がその必要がないと認める場合は、この限りでない。</u></p>	<p>曹洞宗研究員の廃止に伴い、不要となる条を削除</p>
<p><u>附 則（ 年 月 日）</u> 1 <u>この変更規程は、令和7年4月1日から施行する。</u> 2 <u>この変更規程施行の際、現に曹洞宗研究員の経歴を有する者は、引き続き従前の曹洞宗研究員であった旨を称することができる。</u></p>		<p>経歴保護に係る経過措置を整備するため</p>

議案第●号 曹洞宗規程中一部変更案

曹洞宗総合研究センター規程中一部変更案

教 学 部

変 更 案	現 行	事 由
<p>(所在) 第2条 研究センターは、宗務庁内に<u>設ける</u>。</p> <p>(定義) 第2条の2 この規程において「研究者」とは、常任研究員、客員研究員及び委託研究員をいう。 2 この規程において「研修者」とは、研究員、専門研究員、<u>準研究員</u>、研究生及び研修生をいう。 3 ……。</p>	<p>(所在) 第2条 研究センターは、宗務庁内に<u>置く</u>。</p> <p>(定義) 第2条の2 この規程において「研究者」とは、常任研究員、客員研究員及び委託研究員をいう。 2 この規程において「研修者」とは、研究員、専門研究員、研究生及び研修生をいう。 3 ……。</p>	<p>宗制中の整合を図るため、字句を整理</p> <p>参考表記 (変更なし)</p> <p>第13条変更で新たに置く「準研究員」について、「研修者」の区分で定義するため、字句を追加</p>
<p>(業務) 第3条 研究センターは、第1条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) …… (2) 本宗が社会の要請に対応するため必要となる、<u>現代</u>教学に関する調査及び研究 (3) …… { (8) ……</p>	<p>(業務) 第3条 研究センターは、第1条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) …… (2) 本宗が社会の要請に対応するため必要となる、<u>教学</u>に関する調査及び研究 (3) …… { (8) ……</p>	<p>参考表記 (変更なし)</p> <p>脱漏する字句を追加</p>

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗総合研究センター規程」中一部変更案）

<p>(任期)</p> <p>第9条 役員は、<u>任期</u>を3年とし、再任を妨げない。ただし、所長の再任は1回に限るものとし、補欠による<u>後任者</u>（所長を除く。）の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第9条 役員<u>の任期</u>は3年とし、再任を妨げない。ただし、所長の再任は1回に限るものとし、補欠による<u>役員</u>（所長を除く。）の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>宗制中の整合を図るため、字句を整理</p>
<p>(部門)</p> <p>第12条 研究センターに、未来創生研究部門、近現代教団研究部門、宗学研究部門及び教化研修部門を<u>設ける</u>。</p> <p>2 未来創生研究部門は、本宗の活力の向上及び持続的発展に寄与するため、<u>現代</u>教学に関する業務のうち、現代及び未来の社会において本宗が直面する事象に係る諸課題に関する調査及び研究を行う。</p> <p>3 近現代教団研究部門は、本宗の活力の向上及び持続的発展に寄与するため、<u>現代</u>教学に関する業務のうち、近現代における本宗の社会的動向に関する調査及び研究を行う。</p> <p style="text-align: center;">}</p>	<p>(部門)</p> <p>第12条 研究センターに、未来創生研究部門、近現代教団研究部門、宗学研究部門及び教化研修部門を<u>置く</u>。</p> <p>2 未来創生研究部門は、本宗の活力の向上及び持続的発展に寄与するため、教学に関する業務のうち、現代及び未来の社会において本宗が直面する事象に係る諸課題に関する調査及び研究を行う。</p> <p>3 近現代教団研究部門は、本宗の活力の向上及び持続的発展に寄与するため、教学に関する業務のうち、近現代における本宗の社会的動向に関する調査及び研究を行う。</p> <p style="text-align: center;">}</p>	<p>宗制中の整合を図るため、字句を整理</p> <p>脱漏する字句を追加</p> <p>脱漏する字句を追加</p>
<p>6 教化研修部門に、前項の人材の養成を図るため、研究部及び研修部を<u>設ける</u>。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>7</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>6 教化研修部門に、前項の人材の養成を図るため、研究部及び研修部を<u>置く</u>。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>7</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>宗制中の整合を図るため、字句を整理</p>

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗総合研究センター規程」中一部変更案）

<p>(3)</p> <p>(部門の組織)</p> <p>第13条 研究センターの各部門は、次の者をもって組織する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 宗学研究部門 常任研究員 若干人（うち1人を主任とし、うち1人を副主任とする。） 講師 若干人 研究員 10人以内 専門研究員 若干人 <u>準研究員 若干人</u></p> <p>(4)</p> <p>2。</p> <p>3。</p> <p>4 主任が欠けた<u>場合</u>において、その後任者の選考を行うことができない<u>とき</u>にあっては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、運営委員会の決定により、その後任者が就任するときまで所長又は副所長をもってその任に充てることが</p>	<p>(3)</p> <p>(部門の組織)</p> <p>第13条 研究センターの各部門は、次の者をもって組織する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 宗学研究部門 常任研究員 若干人（うち1人を主任とし、うち1人を副主任とする。） 講師 若干人 研究員 10人以内 専門研究員 若干人</p> <p>(4)</p> <p>2。</p> <p>3。</p> <p>4 主任が欠けた<u>とき</u>において、その後任者の選考を行うことができない<u>場合</u>にあっては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、運営委員会の決定により、その後任者が就任するときまで、<u>所長</u>又は<u>副所長</u>をもってその任に充てること</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">参考表記（変更なし）</p> <p>新たに、宗学研究部門に所属する「準研究員」を置くため、号の細分を新設 （準研究員の詳細事項は、新設する第15条の3に定める）</p> <p>宗制中の整合を図るため、字句を整理</p>
---	--	--

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗総合研究センター規程」中一部変更案）

<p>できる。</p> <p>5。</p> <p>6。</p> <p>(1) 宗学研究部門に置く副主任は、特に<u>研究員</u>、<u>専門研究員</u><u>及び準研究員</u>に関する事項について、担当部門の主任を補佐する。</p> <p>(2)。</p> <p>7 主任及び副主任の任期は、担当部門の常任研究員の<u>職の任期</u>中とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(常任研究員)</p> <p>第13条の2。</p> <p>2。</p> <p>3。</p> <p>4 常任研究員の任期は、<u>個別</u>に定める。</p>	<p>ができる。</p> <p>5。</p> <p>6。</p> <p>(1) 宗学研究部門に置く副主任は、特に<u>研究員</u><u>及び</u>専門研究員に関する事項について、担当部門の主任を補佐する。</p> <p>(2)。</p> <p>7 主任及び副主任の任期は、担当部門の常任研究員の<u>在任</u>中とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(常任研究員)</p> <p>第13条の2。</p> <p>2。</p> <p>3。</p> <p>4 常任研究員の任期は、<u>別</u>に定める。</p>	<p>副主任の担任事項を整備するため、字句を整理</p> <p>運用の実情に鑑み、さらなる明確化を図るため、字句を整理</p>
<p>(研究員)</p> <p>第15条 研究員の研修受入れは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本宗の僧侶である者のうちから、運営委員会が選考し、所長が許可する。</p> <p>(1) 本宗の教師養成機関としての学校のうち大学院の博士課程（前期及び後期に区分する場合は後期の博士課程に限る。）を修了した者</p>	<p>(研究員)</p> <p>第15条 研究員の研修受入れは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本宗の僧侶である者のうちから、運営委員会が選考し、所長が許可する。</p> <p>(1) 本宗の教師養成機関としての学校のうち大学院の博士課程（前期及び後期に区分する場合は後期の博士課程に限る。）を修了した者</p>	<p>参考表記 (変更なし)</p> <p>参考表記 (変更なし)</p>

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗総合研究センター規程」中一部変更案）

<p>(2) 本宗の教師養成機関としての学校のうち大学院の博士課程（前期及び後期に区分する場合は後期の博士課程に限る。）を単位取得満期退学した者</p>	<p>(2) 本宗の教師養成機関としての学校のうち大学院の博士課程（前期及び後期に区分する場合は後期の博士課程に限る。）を単位取得満期退学した者</p>	<p>参考表記（変更なし）</p>
<p>(3) 前2号のいずれかの者と同等以上の学識を有する者</p>	<p>(3) 前各号のいずれかの者と同等以上の学識を有する者</p>	<p>宗制中の整合を図るため、字句を整理</p>
<p>2 研究員の研修期間は、4年とする。</p>	<p>2 研究員の研修期間は、4年とする。</p>	<p>参考表記（変更なし）</p>
<p>3 所長は、前項の研修期間の修了を予定する研究員からその期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ、延長の必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、運営委員会の同意を得て、1回に限り延長を許可することができる。ただし、その申出をした研究員の研修期間は、前項の研修期間と通じて5年を超えてはならない。</p>	<p>3 所長は、前項の研修期間の修了を予定する研究員からその期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ、延長の必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、運営委員会の同意を得て、1回に限り延長を許可することができる。ただし、その申出をした研究員の研修期間は、前項の研修期間と通じて5年を超えてはならない。</p>	<p>参考表記（変更なし）</p>
<p>4 研究員は、宗学研究部門における研修期間中、主任に就いて学識を深めるとともに自ら学術的課題を設定し、宗学に関する調査及び研究を行わなければならない。また、その研究の成果を発表の場等で公開するとともに、主任が指定する研究活動及び実地活動に参画しなければならない。</p>	<p>4 研究員は、宗学研究部門における研修期間中、主任に就いて学識を深めるとともに自ら学術的課題を設定し、宗学に関する調査及び研究を行わなければならない。また、その研究の成果を発表の場等で公開するとともに、主任が指定する研究活動及び実地活動に参画しなければならない。</p>	<p>参考表記（変更なし）</p>
<p>5 研究員に対し、その願出により、学資に充てるための費用として、別に定める研究センター研究員奨学金（以下「研究員奨学金」という。）を給付することができる。</p>	<p>5 研究員に対し、その願出により、学資に充てるための費用として、別に定める研究センター研究員奨学金（以下「研究員奨学金」という。）を給付することができる。</p>	<p>参考表記（変更なし）</p>

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗総合研究センター規程」中一部変更案）

<p>6 研究員奨学金を給付される研究員となろうとする者は、所定の奨学金給付願書を所長に提出し、その給付を願い出なければならない。</p> <p>7 運営委員会は、前項の規定により願い出た者に対する、研究員奨学金の給付の可否を決定する。</p> <p>8 前3項の規定による研究員奨学金は、給付を可とした研究員に対し、毎月1か月分ずつ給付する。</p> <p>9 研究員は、研究員奨学金の給付を受けたときは、そのつど所定の受取書を所長に提出しなければならない。</p>	<p>6 研究員奨学金を給付される研究員となろうとする者は、所定の奨学金給付願書を所長に提出し、その給付を願い出なければならない。</p> <p>7 運営委員会は、前項の規定により願い出た者に対する、研究員奨学金の給付の可否を決定する。</p> <p>8 前3項の規定による研究員奨学金は、給付を可とした研究員に対し、毎月1か月分ずつ給付する。</p> <p>9 研究員は、研究員奨学金の給付を受けたときは、そのつど所定の受取書を所長に提出しなければならない。</p>	<p>参考表記（変更なし）</p> <p>参考表記（変更なし）</p> <p>参考表記（変更なし）</p> <p>参考表記（変更なし）</p>
<p>（専門研究員）</p>	<p>（専門研究員）</p>	
<p>第15条の2 宗学研究部門に、宗学に関する自主的な研修に資するため、専門研究員を受け入れることができる。</p>	<p>第15条の2 宗学研究部門に、宗学に関する自主的な研修に資するため、専門研究員を受け入れることができる。</p>	<p>参考表記（変更なし）</p>
<p>2 専門研究員の研修受入れは、研修期間の修了を予定する研究員又は研究員の研修期間を修了した者からその研修受入れを希望する旨の申出があり、かつ、自主的かつ積極的な研修を行おうとするものであると認めるときは、運営委員会の同意を得て、所長が許可する。</p>	<p>2 専門研究員の研修受入れは、研修期間の修了を予定する研究員又は研究員の研修期間を修了した者からその研修受入れを希望する旨の申出があり、かつ、自主的かつ積極的な研修を行おうとするものであると認めるときは、運営委員会の同意を得て、所長が許可する。</p>	<p>参考表記（変更なし）</p>
<p>3 </p>	<p>3 </p>	
<p>4 専門研究員は、この規程に定める各種の奨学金給付を願い出ることができない。</p>	<p>4 専門研究員は、この規程に定める各種の奨学金給付を願い出ることができない。</p>	<p>参考表記（変更なし）</p>

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗総合研究センター規程」中一部変更案）

（準研究員）

第15条の3 宗学研究部門に、宗学に関する研修に資するため、準研究員を受け入れることができる。

2 準研究員の研修受入れは、次の各号のいずれかに該当する者からその研修受入れを希望する旨の申出があり、かつ、研究心が旺盛で優秀な成果が見込まれるものであると認めるときは、運営委員会の同意を得て、所長が許可する。

（1） 第15条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する者

（2） 本宗の教師養成機関としての学校のうち大学院の博士課程（前期及び後期に区分する場合は後期の博士課程に限る。）に在学する者

準研究員について、
第15条の2第1項と同様の規定を設けるため、条を新設

（宗学研究部門への研修受入れについて定める）

準研究員について、
第15条第1項を参照しつつ、第15条の2第2項と同様の規定を設けるため、項を新設

（受入れの基本条件および受入れ手続について定める）

準研究員について、
研修受入れ希望を申し出るに当たって必要となる学歴条件（第15条準拠）を定めるため、号を新設

準研究員について、
研修受入れ希望を申し出るに当たって必要となる学歴条件（準研究員に限る条件）を定めるため、号を新設

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗総合研究センター規程」中一部変更案）

(3) 前2号のいずれかの者と同等以上の学識を有する者

3 準研究員の研修期間は、最長3年とする。

4 所長は、前項の研修期間の修了を予定する準研究員からその期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ、延長の必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、運営委員会の同意を得て、2回に限り延長を許可することができる。ただし、その申出をした準研究員の研修期間は、前項の研修期間と通じて5年を超えてはならない。

5 準研究員は、宗学研究部門における研修期間中、自ら学術的課題を設定し、宗学に関する調査及び研究を行わなければならない。また、その研究の成果を主任が指定する学術雑誌で公開しなければならない。

6 準研究員は、主任の同意を得て、宗学研究部門が行う研究活動及び実地活動に参画することができる。

第15条第1項第3号と同様の規定を設けるため、号を新設

準研究員について、第15条第2項と同様の規定を設けるため、項を新設

（研修期間について最長3年と定める）

準研究員について、第15条第3項と同様の規定を設けるため、項を新設

（研修期間の延長について、通算で最長5年と定める）

準研究員について、第15条第4項と同様の規定を設けるため、項を新設

（研修期間中における調査研究その他の研修内容について定める）

準研究員について、第15条第4項後段を例として、研究活動や実地活動に参画できるよう、項を新設

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗総合研究センター規程」中一部変更案）

<p><u>7 準研究員に対し、その願出により、学資に充てるための費用として、別に定める研究センター準研究員奨学金（以下「準研究員奨学金」という。）を給付することができる。</u></p>	<p>準研究員について、第15条第5項と同様の規定を設けるため、項を新設 (奨学金給付制度について定める)</p>
<p><u>8 準研究員奨学金を給付される準研究員となろうとする者は、所定の奨学金給付願書を所長に提出し、その給付を願出しなければならない。</u></p>	<p>準研究員について、第15条第6項と同様の規定を設けるため、項を新設 (奨学金給付の願出について定める)</p>
<p><u>9 運営委員会は、前項の規定により願出た者に対する、準研究員奨学金の給付の可否を決定する。</u></p>	<p>準研究員について、第15条第7項と同様の規定を設けるため、項を新設 (奨学金給付の可否決定について定める)</p>
<p><u>10 前3項の規定による準研究員奨学金は、給付を可とした準研究員に対し、毎月1か月分ずつ給付する。</u></p>	<p>準研究員について、第15条第8項と同様の規定を設けるため、項を新設 (奨学金の給付方法について定める)</p>
<p><u>11 準研究員は、準研究員奨学金の給付を受けたときは、そのつど所定の受取書を所長に提出しなければならない。</u></p>	<p>準研究員について、第15条第9項と同様の規定を設けるため、項を新設 (奨学金の受取書について定める)</p>

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗総合研究センター規程」中一部変更案）

<p>(研修受入れ条件、研究成果物等)</p> <p>第18条 ……。</p> <p>2 所長は、研修者が研修期間内であっても、不適当と認める者があるときは、運営委員会に諮り、研修受入れ許可取消しの手続を行う。</p> <p>3 研修の途中で前項により研修受入れ許可が取り消され、又は研修の途中で本人の申出により研修受入れ許可が取り消された<u>場合</u>は、研修者は、運営委員会が指定する条件で、受給した研究員奨学金、<u>準研究員奨学金</u>、研究生奨学金又は研修生奨学金を全額返還しなければならない。ただし、運営委員会の協議により、その返還義務の一部又は全部を免除した<u>とき</u>は、この限りでない。</p> <p>4 ……。</p> <p>5 ……。</p>	<p>(研修受入れ条件、研究成果物等)</p> <p>第18条 ……。</p> <p>2 所長は、研修者が研修期間内であっても、不適当と認める者があるときは、運営委員会に諮り、研修受入れ許可取消しの手続を行う。</p> <p>3 研修の途中で前項により研修受入れ許可が取り消され、又は研修の途中で本人の申出により研修受入れ許可が取り消された<u>とき</u>は、研修者は、運営委員会が指定する条件で、受給した研究員奨学金、研究生奨学金又は研修生奨学金を全額返還しなければならない。ただし、運営委員会の協議により、その返還義務の一部又は全部を免除<u>することとした場合</u>は、この限りでない。</p> <p>4 ……。</p> <p>5 ……。</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">参考表記 (変更なし)</p> <p>研修受入れ取消し、すなわち研修受入れを元々許可しなかったことに改める場合の全額返還について、「<u>準研究員奨学金</u>」に係る字句を追加のうえ字句を整理</p>
<p>(この規程の所管等)</p> <p>第22条 <u>この規程及びこの規程の細則は、教学部長が所管する。</u></p> <p><u>2 この規程の改廃及びこの規程の細則の制定改廃に関する事務は、教学部長が所管する。</u></p>	<p>(内規)</p> <p>第22条 <u>研究センターの円滑な運営を図るため、内規を設けることができる。</u></p>	<p>見出しを変更</p> <p>規程の所管者の項として整備するため、字句を整理</p> <p>(現行条文は、新設する第3項に移行のうえ整理する)</p> <p>規程改廃と細則制定改廃の所管者について、項を新設</p>

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗総合研究センター規程」中一部変更案）

<p><u>3 この規程及びこの規程の細則に定めるもののほか、この規程及びこの規程の細則を実施するため必要な施行細目の制定改廃は、教学部長の提案を受けて曹洞宗責任役員会が行う。</u></p> <p><u>附 則（ 年 月 日）</u> <u>この変更規程は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>		<p>施行細目の制定改廃について、現行条文を移行整理のうえ、項を新設</p>
---	--	--

議案第●号 曹洞宗規程中一部変更案

曹洞宗財務規程中一部変更案

財 政 部

変 更 案	現 行	事 由
<p>(宗費の賦課、徴収及び告知)</p> <p>第18条 宗費は、宗門の寺院並びに教師及び准教師に対し賦課する。ただし、兩大本山及びその別院、特別寺院並びに貫首及び前貫首に対しては、この限りでない。</p> <p>2</p> <p style="text-align: center;">}</p> <p>9</p>	<p>(宗費の賦課、徴収及び告知)</p> <p>第18条 宗費は、宗門の寺院並びに教師及び准教師に対し賦課する。ただし、兩大本山及びその別院、特別寺院並びに貫首及び前貫首に対しては、この限りでない。</p> <p>2</p> <p style="text-align: center;">}</p> <p>9</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">参考表記 (変更なし)</p>
<p>(宗費告知書の交付に係る特例)</p> <p>第18条の2 前条第6項の規定にかかわらず、内局は、著しく異常かつ激甚な非常災害の発生により損害を受けた寺院の存立に資するため特に必要があると認めるときは、前条第5項で定める宗費告知書の交付を、宗費賦課当該年度の1月1日を超えない範囲内で遅らせる特例措置を講ずることができる。</p> <p>2</p> <p>3</p>	<p>(宗費告知書の交付に係る特例)</p> <p>第18条の2 前条第6項の規定にかかわらず、内局は、著しく異常かつ激甚な非常災害の発生により損害を受けた寺院の存立に資するため特に必要があると認めるときは、前条第5項で定める宗費告知書の交付を、宗費賦課当該年度の1月1日を超えない範囲内で遅らせる特例措置を講ずることができる。</p> <p>2</p> <p>3</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">参考表記 (変更なし)</p>
<p>(賦課金の種別)</p> <p>第19条 <u>第18条</u>に規定する宗費の賦課金の種別は、次の各号に定めるところによる。</p>	<p>(賦課金の種別)</p> <p>第19条 <u>前条</u>に規定する宗費の賦課金の種別は、次の各号に定めるところによる。</p>	<p>錯誤修正のため、字句を整理</p>

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗財務規程」中一部変更案）

<p>(1) 寺格賦課金 (2) 級階賦課金 (3) 教師賦課金 (4) 准教師賦課金</p>	<p>(1) 寺格賦課金 (2) 級階賦課金 (3) 教師賦課金 (4) 准教師賦課金</p>	
<p>(設置)</p>	<p>(設置)</p>	
<p>第67条 本宗は、次の各号に掲げる特別会計を設置する。</p>	<p>第67条 本宗は、次の各号に掲げる特別会計を設置する。</p>	
<p>(非収益部門)</p>	<p>(非収益部門)</p>	
<p>(1) 曹洞宗僧侶共済特別会計 }</p>	<p>(1) 曹洞宗僧侶共済特別会計 }</p>	
<p><u>(4) 曹洞宗護持会特別会計</u></p>	<p><u>(4) 曹洞宗社会事業振興資金貸付等特別会計</u></p>	<p>関連規程廃止に伴う残務処理が全て終了したため、不要となる号を削除</p>
<p><u>(5) 曹洞宗所有建物償却引当積立金及び不動産取得基金特別会計</u></p>	<p><u>(5) 曹洞宗護持会特別会計</u></p>	<p>号を繰り上げる</p>
<p><u>(6) 曹洞宗修証義公布百周年記念育英基金特別会計</u></p>	<p><u>(6) 曹洞宗所有建物償却引当積立金及び不動産取得基金特別会計</u></p>	<p>号を繰り上げる</p>
<p><u>(7) 曹洞宗災害対策特別会計</u></p>	<p><u>(7) 曹洞宗修証義公布百周年記念育英基金特別会計</u></p>	<p>号を繰り上げる</p>
<p>(収益部門)</p>	<p>(収益部門)</p>	
<p>(1) 曹洞宗図書印刷物等刊行特別会計</p>	<p>(1) 曹洞宗災害対策特別会計</p>	<p>号を繰り上げる</p>
<p>(2) 曹洞宗檀信徒会館特別会計</p>	<p>(1) 曹洞宗図書印刷物等刊行特別会計</p>	
	<p>(2) 曹洞宗檀信徒会館特別会計</p>	
	<p><u>(社会事業振興資金貸付等特別会計)</u></p>	
<p>第74条 <u>削除（令和6年8月1日）</u></p>	<p>第74条 <u>曹洞宗社会事業振興資金貸付等特別会計の収入は、次のものをもって充てる。</u></p>	<p>第67条変更に伴い、不要となる条を削除</p>

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗財務規程」中一部変更案）

<p><u>附 則（ 年 月 日）</u> <u>この変更規程は、令和6年8月1日から</u> <u>施行する。</u></p>	<p><u>(1) 一般会計からの受入金</u> <u>(2) 貸付返還金</u> <u>(3) 貸付金の利息</u> <u>(4) 前年度からの繰越金</u> <u>(5) 前各号から生ずる果実</u></p>	
--	--	--

議案第●号 曹洞宗規程中一部変更案

曹洞宗布教師養成所規程中一部変更案

教 化 部

変 更 案	現 行	事 由
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、曹洞宗布教教化規程第53条第2項の規定に基づき、曹洞宗布教師養成所（以下「養成所」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(布教師養成所)</p> <p>第2条 <u>布教師を養成するため、宗務庁内に養成所を設置する。</u></p> <p><u>2 養成所においては、布教の理論を修学させるとともに、その技術を習熟させるものとする。</u></p> <p>(開設会場及び開設期間等)</p> <p>第3条 養成所は、<u>適当な会場に開設する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、曹洞宗布教教化規程第53条第2項の規定に基づき、曹洞宗布教師養成所（以下「養成所」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 <u>養成所は、布教師を養成するため、布教の理論を修学させ、その技術を習熟させるものとする。</u></p> <p>(開設期間等)</p> <p>第3条 養成所は、<u>宗務庁内に置く。</u></p>	<p>参考表記（変更なし）</p> <p>見出しを変更 設置条項とするため、 現行第3条第1項を 移行整理 （現行規定は新設の 第2項に移行する） 現行前項を移行整理 し、項を新設</p> <p>見出しを変更 現行第4項に定める 研修課程のみならず、 養成所自体を宗務庁 以外の会場で実施する ため、教育規程中に 定める師家養成所と 同様に字句を整理 （現行規定は第2条 第1項に移行する）</p>

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗布教師養成所規程」中一部変更案）

<p>2 養成所の開設期間は年間21日以内とし、これを<u>1</u>単位とする。この場合において、開設期間を分けて行うことができる。</p> <p>3 布教師の資質向上を図るとともに、宗学の研鑽及び実践的布教研修のため、<u>養成所に</u>研修課程を<u>あわせて設ける</u>ことができる。</p>	<p>2 養成所の開設期間は、<u>年</u>年間21日以内とし、これを<u>一</u>単位とする。この場合において、開設期間を分けて行うことができる。</p> <p>3 <u>養成所に</u>、布教師の資質向上を図り、宗学の研鑽及び実践的布教の研修のため<u>に</u>研修課程を<u>設置す</u>ることができる。</p> <p>4 <u>前項の研修は、現代に対応すべき布教師養成のため現場体験その他、必要により宗務庁以外の会場で開催することができる。</u></p>	<p>宗制中の整合を図るため、字句を整理</p> <p>宗制中の整合を図るため、字句を整理</p> <p>第1項変更に伴い、時宜に応じた自在な開設会場の選定が可能となるため、不要な項を削除</p>
<p>(組織)</p> <p>第4条 養成所に、<u>次に掲げる役職員</u>を置く。</p> <p>役員</p> <p><u>所長 1人</u></p> <p><u>副所長 1人</u></p> <p><u>主任講師 1人</u></p> <p><u>講師 若干人</u></p> <p>職員</p> <p><u>幹事 1人</u></p> <p><u>書記 若干人</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第4条 養成所に、<u>所長、主任講師及び講師若干人</u>を置く。</p>	<p>役員か、職員か、その地位が不明確であることから、宗制中の整合を図るため字句を整理</p> <p>(現行規定中の構成員の詳細は、細分規定を設けて役員、職員を区分整理する)</p> <p>(運用の実情に鑑み他の養成所と同様に「副所長」を加える)</p> <p>(運用の実情に鑑み他の養成所と同様に「職員」を加える)</p>

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗布教師養成所規程」中一部変更案）

<p>2 所長は宗務総長をもって充て、<u>副所長は教化部長をもって充てる。</u></p> <p>3 <u>所長及び副所長の任期は、その役職の在任中とする。</u></p> <p>4 主任講師は、<u>宗門</u>の教師のうちから内局の<u>推薦に基づいて</u>管長が任命し、講師は、<u>教化部長の推薦に基づいて</u>宗務総長が委嘱する。</p> <p>5 <u>主任講師は、任期を1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>6 <u>講師は、任期を1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>7 <u>幹事は、布教課長をもって充てる。</u></p> <p>8 <u>書記は、教化部長が自らの事務部局に属する職員のうちから選任する。</u></p>	<p>2 所長は、<u>宗務総長</u>をもって充てる。</p> <p>3 主任講師は、<u>本宗</u>の教師のうちから、内局が<u>推薦し、管長が任命する。その他</u>の講師は、<u>当該部長の推薦により</u>宗務総長が委嘱する。</p>	<p>他の養成所と同様に「副所長」は所管部長を充てるため、字句を整理</p> <p>他の養成所と同様に任期を定めるため、項を新設</p> <p>宗制中の整合を図るため、字句を整理（項を繰り下げる）</p> <p>運用の実情に鑑み、役員たる主任講師の任期の項を新設</p> <p>運用の実情に鑑み、役員たる講師の任期の項を新設</p> <p>運用の実情に鑑み、職員たる幹事の選任（充て職とする）の項を新設</p> <p>運用の実情に鑑み、職員たる書記の選任の項を新設</p>
<p>(定員及び受講資格)</p> <p>第5条 養成所の受講者は、<u>総定員を70人</u>とする。<u>この場合において、その総定員のうち</u>研修課程の<u>受講者の定員は、20人以内とする。</u></p>	<p>(定員及び受講資格)</p> <p>第5条 養成所の受講者の<u>定員は、研修課程受講者を含め70名</u>とする。<u>ただし、研修課程受講者は、20名以内とする。</u></p>	<p>宗制中の整合を図るため、字句を整理</p>

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗布教師養成所規程」中一部変更案）

<p>2 養成所<u>の</u>受講者は、年齢65歳未満の<u>宗門</u>の僧侶であって、令命2等布教師以上の布教師のうちから、宗務所長<u>の</u>推薦に<u>基づいて</u>内局が選定した者とする。</p> <p>3 研修課程<u>の</u>受講者は、<u>前項の規定に該当する者であり、かつ、次に掲げる要件を満たすもの</u>のうちから、教化部長<u>の</u>推薦に<u>基づいて</u>内局が選定した者とする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	<p>2 養成所受講者は、年齢65歳未満の<u>本宗</u>の僧侶であって、令命2等布教師以上の布教師のうちから、<u>当該</u>宗務所長が推薦し、内局<u>において</u>選定した者とする。</p> <p>3 研修課程受講者は、次に掲げる要件を満たす<u>者</u>のうちから、教化部長が推薦し、内局<u>において</u>選定した者とする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	<p>宗制中の整合を図るため、字句を整理</p> <p>宗制中の整合を図るため、字句を整理</p>
<p><u>(公示)</u></p> <p><u>第6条 教化部長は、養成所を開設しようとするときは、その期間、会場、研修科目その他必要な事項を宗務所長に通知し、曹洞宗報に公示しなければならない。</u></p>		<p>現行第7条を移行のうえ宗制中の整合を図るため字句を整理し、条を新設 (師家養成所を例として権限者を変更)</p>
<p><u>(受講者の推薦)</u></p> <p><u>第7条 宗務所長は、前条の通知を受けたときは、当該宗務所管内の第5条第2項の規定に該当する者であり、かつ、布教教化に熱意があると認められるものの中から、養成所に入所する候補者を選出し、所定の推薦書により、教化部長に推薦しなければならない。</u></p>		<p>運用の実情に鑑み、他の養成所と同様に宗務所長推薦による手続の条を新設</p>

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗布教師養成所規程」中一部変更案）

<p><u>2 教化部長は、前項の推薦を受けたときは、精査のうえ、第5条第2項及び第3項の規定による受講者選定の結果を当該宗務所長に通知する。</u></p>		<p>運用の実情に鑑み、他の養成所と同様に選定結果を当該所長に通知する項を新設</p>
<p>(聴講) 第8条 教化部長は、<u>15人を上限として、養成所の受講者以外の者の聴講を認めることができる。</u></p>	<p>(聴講) 第6条 教化部長は、<u>第5条に規定する定員以外に、15名を上限とし聴講を認めることができる。</u></p>	<p>第5条中には2種の定員を規定するため、誤解を招かないよう明確化を図るため、字句を整理 (条を繰り下げる)</p>
	<p>(公示) 第7条 <u>宗務総長は、養成所を開設するときは、その期間、会場、研修科目その他必要事項を曹洞宗報に公示する。</u></p>	<p>変更後第6条として移行するため、条を削除</p>
<p>(修了証) 第9条 <u>所長は、養成所を修了して1単位を取得した者には、修了証を交付する。</u></p>	<p>(修了証) 第8条 養成所を修了し、<u>一単位を取得した者に、修了証を授与する。</u></p>	<p>宗制中の整合を図るため、字句を整理 (条を繰り下げる) (運用の実情に鑑み、権限者は所長とする)</p>
<p>(経費) 第10条 <u>養成所の開設に要する経費(受講者の養成所までの交通費その他の経費は含まない。)</u>は、<u>本宗の負担とする。この場合において、所長は、</u></p>	<p>(経費) 第9条 養成所に要する経費は、<u>宗費をもって支弁</u>することができる。</p>	<p>宗制中の整合を図るため、字句を整理 (条を繰り下げる)</p>

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗布教師養成所規程」中一部変更案）

<p><u>養成所を開設する経費に充てるため、その経費の一部を入所者から徴収</u>することができる。</p> <p><u>附 則（ 年 月 日）</u> <u>この変更規程は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>		
--	--	--

議案第●号 曹洞宗規程中一部変更案

曹洞宗役職員旅費規程中一部変更案

人 事 部

変 更 案	現 行	事 由
<p>第1章 総則</p> <p>(出張命令及び報告)</p> <p>第4条 役職員等の出張は、<u>所管部長又は所属長（以下「出張命令権者」という。）</u>の発する出張命令によって行われなければならない。</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、保険料等とする。</p> <p>2</p> <p>5 車賃は、<u>陸路（鉄道を除く。以下同じ。）</u>旅行について、別表第1の1又は別表第2により支給する。</p> <p>9 役職員等が、赴任、転任又は帰任した場合には、その者の僧籍所在地から任地区間の距離により計算した旅費のほか、移転費として、別表第1の1、<u>別表第1の2</u>又は別表第2に定める鉄</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(出張命令及び報告)</p> <p>第4条 役職員等の出張は、<u>出張命令権者</u>の発する出張命令によって行われなければならない。</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、保険料等とする。</p> <p>2</p> <p>5 車賃は、別表第1又は別表第2により支給する。</p> <p>9 役職員等が、赴任、転任又は帰任した場合には、その者の僧籍所在地から任地区間の距離により計算した旅費のほか、移転費として、別表第1又は別表第2に定める鉄道賃、船賃、航空賃</p>	<p>出張命令権者を明確にするため、字句を整理</p> <p>参考表記（変更なし）</p> <p>旅費法、鉄道事業法の用字に改め、現行別表第1の変更に伴い字句を整理</p> <p>現行別表第1の変更に伴い字句を整理</p>

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗役職員旅費規程」中一部変更案）

道賃、船賃、航空賃又は車賃に相当するそれぞれの100分の50の額を支給する。

10。

第2章 国内旅費

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。この場合において、等級が管長又は指定職8号以上の者については、運賃に個室料金の実費額を付加して支給することができる。

- (1) その乗車に要する運賃
- (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
- (3) 指定職1号以上の職務にある者が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料

又は車賃に相当するそれぞれの100分の50の額を支給する。

10。

第2章 国内旅費

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃、普通急行料金、特別急行料金、グリーン料金、座席指定料金及び寝台料金とする。この場合において、指定職8号以上の者については、個室料金を支給することができる。

- (1) 乗車に要する鉄道賃
- (2) 普通急行料金及び特別急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する鉄道賃のほか、普通急行料金及び特別急行料金
- (3) 2等級以上の職にある者がグリーン料金を徴する線路による旅行をする場合には、前2号に規定する鉄道賃並びに普通急行料金及び特別急行料金のほか、

旅費法、鉄道事業法の用字に改め、明確化を図るため字句を整理

旅費法、鉄道事業法の用字に改め、明確化を図るため字句を整理

旅費法、鉄道事業法の用字に改め、明確化を図るため字句を整理

適正な支出を図るため、従前のグリーン料金の適用範囲を変更し、旅費法、鉄道事業法の用字に改

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗役職員旅費規程」中一部変更案）

<p><u>金</u>のほか、<u>特別車両</u>料金</p> <p>(4) 座席指定料金を徴する<u>客車を運行する線路</u>による旅行の場合には、<u>第1号</u>に規定する<u>運賃</u>、<u>第2号</u>に規定する急行料金及び<u>前号</u>に規定する<u>特別車両</u>料金のほか、座席指定料金</p> <p>2 前項第2号に規定する急行料金は、<u>普通急行列車又は特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</u>に該当する場合に限り、<u>支給</u>する。</p> <p>3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、普通急行列車及び特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道<u>50</u>キロメートル以上のものに該当する場合に限り、<u>支給</u>する。</p> <p>4 <u>特別車両</u>料金又は急行料金を支給する際、列車の乗り継ぎ乗車を必要とした場合には、その乗り継ぎに要した<u>特別車両</u>料金又は急行料金の<u>実費額</u>を加算して支給する。</p>	<p><u>グリーン</u>料金</p> <p>(4) 座席指定料金を徴する線路による旅行をする場合には、<u>前3号</u>に規定する<u>鉄道賃</u>、<u>普通急行</u>料金及び<u>特別急行料金並びにグリーン</u>料金のほか、座席指定料金</p> <p>2 前項第2号に規定する<u>普通急行料金</u>及び<u>特別急行料金</u>は、<u>次の各号のいずれかに</u>該当する場合に限り支給する。<u>ただし、出張命令権者が合理的な理由があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</u></p> <p>(2) <u>普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</u></p> <p>3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、普通急行列車及び特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道<u>100</u>キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。</p> <p>4 <u>グリーン</u>料金、<u>普通急行</u>料金又は<u>特別急行</u>料金を支給する際、列車の乗り継ぎ乗車を必要とした場合には、その乗り継ぎに要した<u>グリーン</u>料金、<u>普通急行</u>又は<u>特別急行</u>料金を加算して支給</p>	<p>め、明確化を図るため字句を整理</p> <p>旅費法、鉄道事業法の用字に改め、明確化を図るため字句を整理</p> <p>旅費法、鉄道事業法の用字に改め、号を移行し、ただし書を新設第6項に移行するため削除し字句を整理</p> <p>本項に移行するため、号を削除</p> <p>適用範囲を統一し、本項に移行するため、号を削除</p> <p>指定席利用の適用の緩和を図るため、字句を整理</p> <p>旅費法、鉄道事業法の用字に改め、また実費支給とするため字句を整理</p>
---	--	---

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗役職員旅費規程」中一部変更案）

<p>5。</p> <p><u>6 第2項及び第3項の規定にかかわらず、人事部長及び出張命令権者が普通急行列車又は特別急行列車若しくは指定座席を利用する合理的な理由があると認めるときは、急行料金若しくは座席指定料金の実費額又はそれらの両方の実費額を支給するものとする。</u></p> <p>(車賃)</p> <p>第11条 車賃の額は、全路程を通して別表第1の1の<u>金額を上限とする実費額</u>を支給する。ただし、全路程のうち用務地が2以上にわたるときは、用務地の数に応じ、<u>その車賃の範囲内の実費額</u>を加算して支給することができる。</p> <p>2 宗務庁が使用する車で旅行する場合には、車賃を支給しない。</p> <p><u>3 第1項に定める車賃の実費額が別表第1の1に定める上限額を超えるときは、人事部長及び出張命令権者の承認を得て、その車賃の実費額を支給することができる。</u></p> <p>(近接地内の旅費)</p> <p>第12条 宗務庁に勤務する役職員等が用務のため近接地内に出張を命ぜられ</p>	<p>する。</p> <p>5。</p> <p>(車賃)</p> <p>第11条 車賃の額は、全路程を通して別表第1の<u>定額</u>を支給する。ただし、全路程のうち用務地が2以上にわたるときは、用務地の数に応じ、<u>定額</u>の範囲内の額を加算して支給することができる。</p> <p>2 宗務庁が使用する車で旅行する場合には、車賃を支給しない。</p> <p>(近接地内の旅費)</p> <p>第12条 宗務庁に勤務する役職員等が用務のため近接地内に出張を命ぜられ</p>	<p>第2項及び第3項に規定する片道距離にかかわらず、理由により急行料金等を支給する特例規定を定めるため、項を新設し現行第2項ただし書を移行する</p> <p>現行別表第1の変更、また実費支給するため字句の整理</p> <p>理由によって規定を超える車賃の実費支給を可能とするため、項を新設</p> <p>規定を明確にするため、字句を整理</p>
---	---	---

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗役職員旅費規程」中一部変更案）

<p>たときは、次の各号に規定する額の旅費を支給する。<u>この場合の近接地内とは、宗務庁から50キロメートル未満とする。</u></p> <p>(1) 鉄道賃の実費額</p> <p><u>(2) 用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第1の1の宿泊料</u></p> <p>(日当及び宿泊料等)</p> <p>第13条 日当の額は、日数に応じ別表第1の1又は別表第1の2の定額により支給する。</p> <p><u>2 宿泊料は、夜数に応じ別表第1の1又は別表第1の2の金額を上限とする実費額により支給する。この場合において、船舶中に宿泊した場合には別表第1の1又は別表第1の2の上限額の100分の30の額を、列車中に宿泊した場合には別表第1の1又は別表第</u></p>	<p>たときは、次の各号に規定する額の旅費を支給する。</p> <p>(1) 鉄道賃の実費額</p> <p><u>(2) 旅行が鉄道片道25キロメートル以上50キロメートル未満の場合又は当該日において引き続き7時間以上にわたる場合には、別表第1の日当の2分の1の額</u></p> <p><u>(3) 用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第1の宿泊料</u></p> <p>(日当及び宿泊料等)</p> <p>第13条 日当の額は日数に応じ、<u>宿泊料は夜数に応じ、別表第1の定額によって支給する。この場合において、船舶中に宿泊した場合には定額の100分の30を、列車中に宿泊した場合には定額の100分の60を支給する。</u></p>	<p>日当支給の特例規定を削除</p> <p>現行第2号の削除に伴い号を繰り上げ、現行別表第1の変更に伴い字句の整理</p> <p>宿泊料及び後段は、第2項に移行するため削除し、字句を整理</p> <p>前項の宿泊料及び後段の規定を移行整理し、項を新設</p>
--	--	--

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗役職員旅費規程」中一部変更案）

1の2の上限額の100分の60の額を支給する。

3 宗務庁の役員が、宗務庁内等において、宿泊を義務として開催する研修会又は講習会等において、業務上の事由により宗務庁内等に宿泊した場合には、その夜数に応じ、別表第1の1に定める等級に応じた宿泊料の上限額の半額を支給するものとする。

4 第2項に定める宿泊料の実費額が別表第1の1又は別表第1の2に定める等級の上限額を超えるときは、人事部長及び出張命令権者の承認を経て、その宿泊料の実費額を支給することができる。この場合において、当該者の別表第1の1又は別表第1の2に定める上限額の2倍の宿泊料をその実費額の上限額とする。

第3章 国外旅費

(鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃)

第15条 鉄道賃、船賃及び航空賃は、別表第2により実費額を支給する。

2 前項の航空賃について、指定職1号以上の者で、用務上の必要により内局が認めるときは、別表第2に定める等級の直近上位の実費額を支給することができる。

2 宗務庁の役員が、宗務庁内等において、宿泊を義務として開催する研修会又は講習会等に出席した場合には、現に出席した夜数に応じ、別表第1に定める宿泊料に相当する額を支給することができる。

第3章 国外旅費

(鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃)

第15条 鉄道賃、船賃及び航空賃は、別表第2により実費を支給する。

2 前項の航空賃について、2等級以上の者で、目的地までの所要時間が8時間を超える場合において、内局が認めるときは、別表第2に定める等級の直近上位の実費を支給することができる。

項を繰り下げ、規定を明確にし、宿泊料の上限額額の半額を支給するよう字句を整理

理由によって規定を超える宿泊料の実費支給を可能とするため、項を新設

規程中の整合を図るため、字句を追加適用等級の変更並びに事情により直近上位の実費を支給できるよう字句を整理

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗役職員旅費規程」中一部変更案）

<p>3 航空機利用による携行手荷物は、無料手荷物許容量以内とし、超過した携行手荷物の運賃は個人負担とする。ただし、用務に係る携行手荷物の運賃は、別途支給する。</p> <p>4 車賃は、実費額を支給する。</p>	<p>3 航空機利用による携行手荷物は、無料手荷物許容量以内とし、超過した携行手荷物の運賃は個人負担とする。ただし、用務に係る携行手荷物の運賃は、別途支給する。</p> <p>4 車賃は、実費を支給する。</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">参考表記（変更なし）</p>
<p>（日当、宿泊料及び雑費）</p>	<p>（日当、宿泊料及び雑費）</p>	
<p>第16条 日当の額は、日数に応じ、旅行先の区分に応じた別表第3の定額により支給する。</p>	<p>第16条 日当の額は、日数に応じ、旅行先の区分に応じた別表第3の定額により支給する。</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">参考表記（変更なし）</p>
<p>2 宿泊料の額は、夜数に応じ、旅行先の区分に応じた別表第4の額を上限とする実費額により支給する。この場合において、航空機又は船舶中に宿泊した場合には<u>旅行先の区分に応じた別表第4に定める上限額の100分の30の額</u>を、列車中に宿泊した場合には<u>旅行先の区分に応じた別表第4に定める上限額の100分の60の額</u>を支給する。</p>	<p>2 宿泊料の額は、夜数に応じ、旅行先の区分に応じた別表第4の額を上限とする実費額により支給する。この場合において、航空機又は船舶中に宿泊した場合には、<u>その額の100分の30</u>を、列車中に宿泊した場合には、<u>その額の100分の60</u>を支給する。</p>	<p>規程中の整合を図るため、字句を追加</p> <p>支給額の明確化を図るため、字句を整理</p>
<p>3 雑費は、次の各号に該当する実費額を支給する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	<p>3 雑費は、次の各号に該当する実費を支給する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	<p>規程中の整合を図るため、字句を追加</p>
<p>第4章 費用弁償等</p>	<p>第4章 費用弁償等</p>	

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗役職員旅費規程」中一部変更案）

<p>(費用弁償等)</p> <p>第18条 宗議会、参事会、各種委員会、各種審議会及び各種会議（以下「各種審議会等」という。）に出席した議員又は委員若しくは宗務庁の役職員以外の者には、その費用弁償として、別表第1の2に規定するその者の資格待遇に応じ、僧籍所在地又は現在地から会議地までの路程に応じ計算した旅費を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同一の各種審議会等において議員又は委員の資格が異なる場合は、その議員又は委員の選任の資格に応じ、旅費を支給する。</p> <p>3 前2項の旅費については、第6条（第5項は除く）、第12条、第13条第1項の例による。</p>	<p>(費用弁償等)</p> <p>第18条 宗議会、参事会、各種委員会、各種審議会及び各種会議（以下「各種審議会等」という。）に出席した議員又は委員若しくは宗務庁の役職員以外の者には、その費用弁償として、別表第1に規定するその者の資格待遇に応じ、僧籍所在地又は現在地から会議地までの路程に応じ計算した旅費を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同一の各種審議会等において議員又は委員の資格が異なる場合は、その議員又は委員の選任の資格に応じ、旅費を支給する。</p>	<p>新設する別表に合せ、字句を整理</p> <p>参考表記（変更なし）</p> <p>項を新設し、準用規定を規定する</p>
<p>(宗議会議員等の旅費)</p> <p>第19条 前条第1項に定める各種審議会等の議員又は委員若しくは宗務庁役職員以外の者が、各種審議会等の命令又は委任を受けて旅行した場合には旅費を支給する。</p> <p>2 前項の旅費は、請求をもって支給する。</p> <p>(この規程に定めのない事項)</p> <p>第25条 この規程に定めるもののほ</p>	<p>(宗議会議員等の旅費)</p> <p>第19条 前条第1項に定める各種審議会等の議員又は委員若しくは宗務庁役職員以外の者が、各種審議会等の命令又は委任を受けて旅行した場合には旅費を支給する。</p> <p>(この規程に定めのない事項)</p> <p>第25条 この規程に定めるもののほ</p>	<p>参考表記（変更なし）</p> <p>支給方法の明確化を図るため、項を新設</p> <p>他の規定と整合を図</p>

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗役員旅費規程」中一部変更案）

<p>か、実施上必要な事項は、その都度<u>曹洞宗責任役員会</u>に諮り、人事部長が定める。</p> <p><u>附 則（令和 年 月 日）</u></p> <p><u>1 この変更規程は、宗議会の議決及び曹洞宗責任役員会の決定を経た日（令和 年 月 日）から施行する。</u></p> <p><u>2 第13条第2項の変更規定は、令和6年4月1日から適用とし、それ以外の変更規定は、令和7年4月1日から適用する。</u></p>	<p>か、実施上必要な事項は、その都度<u>庁</u><u>議</u>に諮り、人事部長が定める。</p>	<p>るため字句を整理</p> <p>議決決定の後、急ぎ施行するため</p> <p>宿泊費支給条項の適用について経過措置を整備するため</p>
--	--	---

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗役職員旅費規程」中一部変更案）

変更案

別表第1の1（第6条、第11条、第12条、第13条、第18条）

国内旅費支給基準								
等級	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種	第7種	備考
	鉄道賃	船賃	航空賃	<u>特別車両 料金</u>	車賃	日当	宿泊料	
管長	旅客運賃等の実費	旅客運賃等の上級の実費	旅客運賃等の実費	<u>特別車両 料金</u>	3,000円を上限とする実費	<u>5,000円</u>	<u>50,000円を上限とする実費</u>	
指定職8号以上	旅客運賃等の実費	旅客運賃等の上級の実費	旅客運賃等の実費	<u>特別車両 料金</u>	3,000円を上限とする実費	<u>4,000円</u>	<u>17,000円を上限とする実費</u>	<u>宗務総長</u>
指定職7号以下	旅客運賃等の実費	旅客運賃等の上級の実費	旅客運賃等の実費	<u>特別車両 料金</u>	3,000円を上限とする実費	<u>4,000円</u>	<u>15,000円を上限とする実費</u>	<u>部長</u>
2等級	旅客運賃等の実費	旅客運賃等の上級の実費	旅客運賃等の実費		3,000円を上限とする実費	<u>3,000円</u>	<u>15,000円を上限とする実費</u>	<u>課長</u>
3等級	旅客運賃等の実費	旅客運賃等の下級の実費	旅客運賃等の実費		3,000円を上限とする実費	<u>2,000円</u>	<u>15,000円を上限とする実費</u>	<u>係長</u>
4等級	旅客運賃等の実費	旅客運賃等の下級の実費	旅客運賃等の実費		3,000円を上限とする実費	<u>2,000円</u>	<u>15,000円を上限とする実費</u>	<u>書記 事務員 嘱託員</u>

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗役職員旅費規程」中一部変更案）

現 行

別表第1（第6条、第11条、第12条、第13条、第18条）

国内旅費支給基準								
等級	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種	第7種	備考
	鉄道賃	船賃	航空賃	<u>グリーン料金</u>	車賃	日当	宿泊料	
管長	旅客運賃等の実費	旅客運賃等の上級の実費	旅客運賃等の実費	<u>グリーン料金</u>	3,000円	<u>10,000円</u>	<u>19,000円</u>	<u>貫首</u> <u>副貫首</u>
指定職8号以上	旅客運賃等の実費	旅客運賃等の上級の実費	旅客運賃等の実費	<u>グリーン料金</u>	3,000円	<u>8,000円</u>	17,000円	<u>宗議会議長</u> <u>審事院長</u>
指定職7号以下	旅客運賃等の実費	旅客運賃等の上級の実費	旅客運賃等の実費	<u>グリーン料金</u>	3,000円	<u>7,000円</u>	<u>14,000円</u>	<u>参議</u> <u>宗議会副議長</u> <u>審事院副院長</u> <u>宗議会議員</u> <u>審事院審事及び監事</u> <u>総合研究センター所長</u>
2等級	旅客運賃等の実費	旅客運賃等の上級の実費	旅客運賃等の実費	<u>グリーン料金</u>	3,000円	<u>5,000円</u>	<u>12,000円</u>	<u>宗務所長</u> <u>宗務所副所長</u> <u>各種委員</u> <u>学校長及び僧堂長</u> <u>総支配人</u> <u>教化センター統監</u> <u>国際センター所長</u> <u>国際布教総監</u>
3等級	旅客運賃等の実費	旅客運賃等の下級の実費	旅客運賃等の実費		3,000円	<u>4,000円</u>	<u>10,000円</u>	
4等級	旅客運賃等の実費	旅客運賃等の下級の実費	旅客運賃等の実費		3,000円	<u>4,000円</u>	<u>10,000円</u>	

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗役職員旅費規程」中一部変更案）

新設

別表第1の2（第6条、第13条第1項、第18条）

国内旅費支給基準								
職名	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種	第7種	備考
	鉄道賃	船賃	航空賃	特別車 両料金	車賃	日当	宿泊料	
貫首 副貫首	旅客運賃等の 実費	旅客運賃等の 上級の 実費	旅客運賃等の 実費	特別車 両料金	支給しない	8,000円	50,000円を 上限とする 実費	
宗議会議長 審事院長 参議	旅客運賃等の 実費	旅客運賃等の 上級の 実費	旅客運賃等の 実費	特別車 両料金	支給しない	7,000円	17,000円を 上限とする 実費	
宗議会副議長 審事院副院長 宗議会議員 審事院審事及 び監事 総合研究セン ター所長	旅客運賃等の 実費	旅客運賃等の 上級の 実費	旅客運賃等の 実費		支給しない	7,000円	15,000円を 上限とする 実費	両大本山監院
宗務所長 宗務所副所長 各種委員 学校長及び僧 堂長 総支配人 教化センター 統監 国際センター 所長 国際布教総監	旅客運賃等の 実費	旅客運賃等の 上級の 実費	旅客運賃等の 実費		支給しない	5,000円	15,000円を 上限とする 実費	両大本山役寮 (随行者を含 む)

曹洞宗規程中一部變更案（「曹洞宗役職員旅費規程」中一部變更案）

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗役職員旅費規程」中一部変更案）

変更案

別表第2（第6条、15条）

国外旅費支給基準								
等級	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種	第7種	備考
	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料	雑費	
管長	旅客運賃等の1等実費	旅客運賃等の1等実費	ファースト相当クラス運賃を上限とする実費	実費	別表第3による定額	別表第4の額を上限とする実費	実費	貫首 副貫首
指定職8号以上	旅客運賃等の実費	旅客運賃等の上級の実費	<u>ビジネス</u> 相当クラス運賃を上限とする実費	実費	別表第3による定額	別表第4の額を上限とする実費	実費	宗議会議長 審事院長
指定職7号以下	旅客運賃等の実費	旅客運賃等の上級の実費	<u>上級エコノミー</u> 相当クラス運賃を上限とする実費	実費	別表第3による定額	別表第4の額を上限とする実費	実費	参議 宗議会副議長 審事院副院長 宗議会議員 審事院審事及び監事 総合研究センター所長
2等級	旅客運賃等の実費	旅客運賃等の上級の実費	<u>上級エコノミー</u> 相当クラス運賃を上限とする実費	実費	別表第3による定額	別表第4の額を上限とする実費	実費	宗務所長 宗務所副所長 各種委員 学校長及び僧堂長 総支配人 教化センター統監 国際センター所長 国際布教総監
3等級	旅客運賃等の実費	旅客運賃等の下級の実費	<u>下級エコノミー</u> 相当クラス運賃を上限とする実費	実費	別表第3による定額	別表第4の額を上限とする実費	実費	
4等級	旅客運賃等の実費	旅客運賃等の下級の実費	<u>下級エコノミー</u> 相当クラス運賃を上限とする実費	実費	別表第3による定額	別表第4の額を上限とする実費	実費	

曹洞宗規程中一部変更案（「曹洞宗役職員旅費規程」中一部変更案）

現 行

別表第2（第6条、第15条）

国外旅費支給基準								
等級	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種	第7種	備考
	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料	雑費	
管長	旅客運賃等の1等実費	旅客運賃等の1等実費	ファースト相当クラス運賃を上限とする実費	実費	別表第3による定額	別表第4の額を上限とする実費	実費	貫首 副貫首
指定職8号以上	旅客運賃等の実費	旅客運賃等の上級の実費	<u>ファースト</u> 相当クラス運賃を上限とする実費	実費	別表第3による定額	別表第4の額を上限とする実費	実費	宗議会議長 審事院長
指定職7号以下	旅客運賃等の実費	旅客運賃等の上級の実費	<u>ビジネス</u> 相当クラス運賃を上限とする実費	実費	別表第3による定額	別表第4の額を上限とする実費	実費	参議 宗議会議長 審事院副院長 宗議会議員 審事院審事及び監事 総合研究センター所長
2等級	旅客運賃等の実費	旅客運賃等の上級の実費	エコノミー相当クラス運賃を上限とする実費	実費	別表第3による定額	別表第4の額を上限とする実費	実費	宗務所長 宗務所副所長 各種委員 学校長及び僧堂長 総支配人 教化センター統監 国際センター所長 国際布教総監
3等級	旅客運賃等の実費	旅客運賃等の下級の実費	エコノミー相当クラス運賃を上限とする実費	実費	別表第3による定額	別表第4の額を上限とする実費	実費	
4等級	旅客運賃等の実費	旅客運賃等の下級の実費	エコノミー相当クラス運賃を上限とする実費	実費	別表第3による定額	別表第4の額を上限とする実費	実費	

議案第●号 曹洞宗規程中一部変更案

曹洞宗宗務庁組織及び事務分掌規程中一部変更案

人 事 部

変 更 案	現 行	事 由
<p>(教化部)</p> <p>第7条 教化部に企画研修課、布教課及び国際課を設け、教化部長が統理する。</p> <p>2</p> <p>3 布教課の所管事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)</p> <p style="padding-left: 40px;">}</p> <p>(13)</p> <p><u>(14)</u></p> <p>4</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 (年 月 日)</u></p> <p><u>この変更規程は、令和6年8月1日から施行する。</u></p>	<p>(教化部)</p> <p>第7条 教化部に企画研修課、布教課及び国際課を設け、教化部長が統理する。</p> <p>2</p> <p>3 布教課の所管事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)</p> <p style="padding-left: 40px;">}</p> <p>(13)</p> <p><u>(14) 社会事業振興資金貸付規程を廃止する規程に係る貸付金の管理回収事務に関する事項</u></p> <p><u>(15)</u></p> <p>4</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">参考表記 (変更なし)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">参考表記 (変更なし)</p> <p>関連規程廃止に伴う残務処理が全て終了したため、不要となる号を削除 号を繰り上げる</p>